

令和6年能登半島地震災害に係る税制上の対応 ①

<雑損控除の特例>

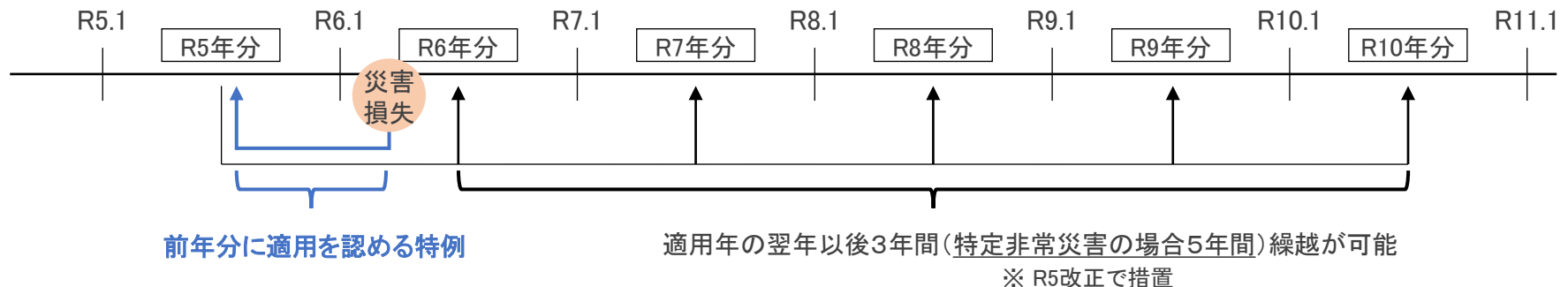
【一般制度】

- ・ 災害等により住宅・家財等に損害を受けたときは、損失額を所得控除することができる。
- ・ その年分で控除しきれない場合は、翌年以後3年間(特定非常災害の場合は5年間)繰越が可能。

※控除する額は、① 損失額－所得金額の1/10、② 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円、のいずれが多い方。

【特例措置】

令和6年能登半島地震災害による住宅や家財等の損失額について、前年分(令和5年分)の所得から控除することを可能とする。



※ 特例を適用しない確定申告書を提出し、申告期限を徒過した後でも、更正の請求等により特例を適用できるとする。(申告期限内であれば訂正申告により適用を受けることが可能。)